

各所属長様

財務部長  
(担当 財務課)

### 新潟市補助金等交付規則の施行について

新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）の運用については、標記の平成27年7月31日新財第183号通知により取り扱ってきたところですが、下記のとおり改正し令和5年4月1日から適用することとしましたので、補助金等執行にあたり遺漏のないようにしてください。

#### 記

#### 1 適用範囲に関する事項

- (1) 新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第2条第1項に規定する市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金とは、原則として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に規定する歳出予算に係る節の区分中「18負担金補助及び交付金」の節から支出されるもののうち、負担金を除くものとする。
- (2) 規則第2条第1項に規定する市長が別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。
  - ① 国又は他の地方公共団体に対して支出されるもの
  - ② その他財務部長が指定するもの
- (3) (2)②の財務部長の指定については、当該補助金等に係る予算を所管する部長等（新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号。以下「財務規則」という。）第2条第4号に規定するものをいう。）が規則を適用させない理由を付して財務部長に適用除外の指定を求めること。

#### 2 取扱基準に関する事項

- (1) 規則第4条の規定により定める取扱基準については、次に掲げるとおりとする。また、取扱基準は別記様式第1号により作成するものとする。
  - ① 補助事業の目標
    - ア 補助制度の効果・成果を十分に検証する必要性から原則数値により設定すること。
    - イ 数値による目標の設定が困難でやむをえず数値以外の表現により設定する場合には、その評価方法を明確にすること。また、その場合には、補助制度の効果・成果を検証しやすいものにする。
    - ウ 当該補助事業に関して、複数の補助事業者がいる場合には、必要に応じて補助事業者単位の目標を設定すること。
  - ② 補助対象経費  
補助対象経費は、補助事業の目的、目標を達成するために真に有効で、かつ、直接関係する経費に限定すること。

なお、対象とならない経費を例示すると概ね以下のとおりである。

構成員の交流経費、交際費、慶弔費、飲食費、予備費など。

③ 補助額及びその算定方法又は補助率

ア 補助額

(ア) 補助事業者の財源調達の可能性及び補助金交付のための事務量など効果・効率性に鑑みて原則5万円以上とすること。

(イ) 例外的に5万円未満となる場合には、自主財源等他の調達手段を十分に検討し、いやしくも市が肩代わりすることのないよう注意すること。また、この場合理由を明確にし、その内容を公表すること。

イ 補助率

(ア) 原則2分の1以下とすること。

(イ) 例外的に2分の1を超える場合には理由を明確にし、その内容を公表すること。

(ウ) 定率以外の定め方をした場合において実行補助率が2分の1を超える場合についても、理由を明確にし、その内容を公表すること。

④ 補助事業の評価の時期等

補助事業の評価は、別記様式第2号により行うものとする。

ア 「評価」とは、補助金に関する例年の審査とは別に当該補助金の目標達成度についての評価を行うことをいう。

イ 評価は、

(ア) 取扱基準に定める目標の達成度

(イ) 複数の事業者を対象とする場合は目標に対する各事業者の貢献度について行うこと。

ウ 評価の実施時期については、次のとおりとする。

(ア) 終期が、終期の設定を行う年度から3年以内の期日をもって設定されている場合、終期の属する年度の9月末日迄の期日

但し、単年度限りの補助事業で、かつ事業の実施が当該年度の10月以降となる場合は、事業の完了後

(イ) 終期が例外的に終期の設定を行う年度から3年を超える期日をもって設定されている場合、終期の設定を行う年度から3年目の年度及び終期の属する年度の9月末日迄の期日

エ 目標を達成していない事業については、効果的な執行方法や未達成の原因を詳細に分析したうえで、制度の拡充・改善等の見直し、又は廃止を判断すること。

⑤ 補助事業の終期

ア 原則として、終期の設定を行う年度から3年以内の期日

イ 例外的に終期の設定を行う年度から3年を超える期日を終期として設定する場合は、理由を明確にし、その内容を公表すること。

この場合でも5年を超えないこと。

⑥ 情報の公表の方法等

情報の公表の方法等については、補助事業が新潟市の補助金等により実施されていることを伝えるのに最も効果的で、かつ、経済的な方法及び内容とすること。この場合、補助事業者が複数のときは同一の方法によるものとする。公表の方法等を例示すると以下のとおり。

ア 内容

- ・ 「新潟市補助事業」
- ・ 「この事業は新潟市の補助金を受けて実施しています。」 など

#### イ 媒体

- ・ 会報
- ・ 大会パンフレット
- ・ 看板
- ・ 標板                    など

(2) 既に要綱等により取扱基準の全部又は一部が設定されている場合は、当該要綱等をもって取扱基準の全部又は一部に代えることができる。但し、この場合、原則として終期については、要綱等において設定するものとする。

(3) 取扱基準の作成単位は、原則、補助金等の制度ごととし、団体に対する補助金等については、運営費補助と事業費補助とを区別して取扱基準を作成するものとする。なお、同種の補助金等については、同種のを一件として取り扱い、包括的に取り扱い基準を定めることができるものとする。

### 3 情報の公表に関する事項

(1) 規則第5条第1項の規定による市長による情報の公表については、次に掲げるとおりとする。

#### ① 内容

ア 規則第4条の規定により定められた取扱基準の内容

イ 個々の補助事業者ごとの次に掲げる事項

- 補助事業者の概要（名称・所在・代表者）
- 補助事業の内容、事業計画
- 補助対象経費と財源内訳
- 補助額及びその算定方法又は補助率
- 着手（予定）日、完了（予定）日
- 補助事業の完了後はその実績及び成果
- 評価実施後はその概要

但し、補助事業者の数が10を超える場合にはイ以下を省略することができる。

#### ② 方法

ア 新潟市ホームページへの掲載

イ 新潟市市政情報案内室への掲示

#### ③ 時期

ア 取扱基準については常時

イ その他については、次に掲げる時期

- 補助事業者から補助金等交付申請書の提出があったとき
- 補助事業の完了後3ヶ月以内
- 評価実施後

(2) 規則第5条第2項の規定による補助事業者による情報の公表については、規則第4条の取扱基準のうち第6号に定める情報の公表の方法等によるほか次に掲げるとおりとする。

① 補助事業者等がホームページを開設している場合には、市長による情報の公表に準じてその情報の公表に努めさせること。

② 前各号に定めるものの他にも、補助事業者単位でより効果的な情報の公表の方法がある場

合には、前各号に加えて当該効果的な方法による情報の公表にも努めるよう促すこと。

- (3) 情報の公表にあたっては、新潟市情報公開条例(昭和 61 年 10 月 14 日条例第 43 号)第 6 条及び第 7 条の規定の趣旨に反しないよう留意すること。

#### 4 補助金等の交付の申請に関する事項

- (1) 規則第 6 条第 2 項の規定により市長が特に認める省略可能な記載事項、添付書類は、補助金等の性質により審査の資料とならないもの及び概ね 1 年以内で同一所属に同一の添付書類の提出を受けている場合に限る。
- (2) 補助事業の名称については、年度ごとに名称を異にしているものや、申請書と実績報告書で名称の違うものがあるが、原則として予算説明書の説明欄に記載されている事業の名称を用いること。
- (3) 交付申請は事業着手前(運営費補助については年度当初)に行われるのが原則であるが、補正で予算が計上された場合でその時点ではすでに事業が完了していたもの等に係る交付申請書については、様式第 1 号に記載すべき事項(完了予定年月日は完了年月日とする。)に加えて補助事業の成果および事業の精算に係る収支明細についても記入させること。なお、添付書類は額の確定に必要なものに適宜変えさせること。なお、この場合、別記様式第 2 号中標題を「補助金交付決定および確定通知書」とし、「2 交付決定額」を「2 交付決定額および確定額」と書き替えること。
- (4) 交付申請に必要な添付書類については、その必要性や趣旨を理解したうえで交付申請者に説明を行い、書類の提出を求めること。また、提出された書類が適切であるかどうか十分に審査を行うこと。
- (5) 補助金等は市税その他の貴重な財源で賄われるという観点から、新潟市税の納税証明書を添付させ滞納がないことを確認すること。ただし、次に掲げる補助金等については、補助金等の目的及び内容により納税証明書の添付を省略することができる。
- ① 災害対策や生活困窮者支援のための補助金等
  - ② 災害や事件・事故により早急な支援が必要な補助金等
  - ③ 公共事業等で不利益等を被る者に対する補償的補助金等
  - ④ 生活保護受給者に対する補助金等
  - ⑤ 学生及び生徒を支援するための補助金等
  - ⑥ 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人に対する補助金等
  - ⑦ 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人に対する補助金等
  - ⑧ 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体(自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など)に対する補助金等

#### 5 補助金等の交付の決定及び通知に関する事項

規則第 7 条第 1 項の規定により行う審査等については、規則第 4 条の規定により取扱基準で定めるものによるほか、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 補助事業者の資格

- ① 団体の場合には法人格の有無を確認し、法人格が無い場合は、過去の活動状況、今後の事業計画、組織構成等により事業遂行能力を審査すること。
- ② 補助事業者の経営状況を含め、補助事業の実現可能性を客観的に判断できる実績があることを確認すること。

- ③ 補助事業者の定款、寄附行為或いは通常の事業内容により、補助事業者が公共の福祉に反する事業を行っているものでないことを確認すること。
  - ④ 補助事業において、補助金を上回る「剰余的な繰越額」が生じていないことを確認すること。ここでいう「剰余的な繰越額」とは、用途を特定せずに繰り越した額をいう。
  - ⑤ 補助事業者が任意団体の場合は、代表者だけでなく当該補助事業について責任のある役員を特定すること。
  - ⑥ 補助事業者は原則として非営利団体・個人であること。ただし、当該補助制度において営利団体・個人への補助を明確にしている場合は、この限りではない。
  - ⑦ 判例により、宗教の教義・信仰の布教・拡大を目的とする団体に対する公金の支出は憲法第89条違反とされていることに加え、平成17年3月28日付新総務第1418号「宗教的活動に関する市の対応の基本原則について」においても「宗教団体に対する公金の支出等はしない」とされていることに留意すること。
- (2) 補助事業の公益性
- ① 補助事業の新潟市総合計画における位置付けが明確であること。
  - ② 上記①に関わらず独自のアイディアや行動原理により住民の福祉を増進するものであること。
  - ③ 事業内容や手段が法令・条例・規則等に反しないものであること。
  - ④ 補助事業の対象は原則として不特定多数を対象とするものであること。ただし当該補助制度において特定の個人や団体への補助を明確にしている場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業の必要性
- ① 補助金等がない場合にどのような事態が生ずるか、又は補助金等があることで何が実現できるかが明確であること。
  - ② 類似事業や代替事業を検討し、存在する場合は比較すること。
  - ③ 民間の営利活動では実現できないものであるかどうかを検討すること。
  - ④ 国・県の補助など役割が明確化している場合に、あえて市の補助も必要であるかどうか検討すること。
  - ⑤ 補助金等以外の執行方法を検討し、存在する場合は比較すること。
- なお、予算に計上していないものは交付の決定はできないことは当然であるが、交付の決定にあたっては、規則及びこの通知に従い更に検討を加え、起案理由として、その検討内容を記し、決裁権者の決裁を得ること。
- 6 計画変更の承認等に関する事項
- 規則第10条第1項第1号の規定により市長が定める軽微なものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
  - (2) 補助事業の目的達成に支障のないものであり、変更することがより能率的な補助事業の目的達成に資するもの
- 7 補助事業の遂行の指示及び是正のための措置に関する事項
- 規則第12条及び規則第15条第1項に規定する指示は、軽微なものを除き原則として文書により行うこと。この場合、是正しない場合には規則第17条の規定に基づき交付決定を取り消すことができること、補助金等の全部又は一部が既に交付されている場合には規則第18条の規定に基づき返還を命令することも併せて伝達すること。
- ここでいう「軽微なもの」とは、指示したその場において簡易に是正できるものをいう。

## 8 実績報告に関する事項

- (1) 規則第 13 条に規定する、市長が定める期日は、補助事業完了後 1 ヶ月以内又は当該補助金等の交付の決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期をいう。
- (2) 通常の決算書や報告書のみでは実績の判定が困難な場合には、写真その他の資料を添付させるなど客観的に成果が判定できる状態となるよう指導すること。

## 9 額の確定に関する事項

- (1) 額の確定にあたっては、交付決定額イコール確定額といった安易な額の確定を行うことなく、実績報告書等に加え、必要に応じて定期的な現地調査の実施や、帳簿や証憑類の提出により十分調査したうえで確定すること。特に実績報告に疑義等がある場合は、十分な調査を行い、報告された内容が適正なものであることを確認すること。
- (2) 額の確定は補助金等交付事務において最終的かつ重要な部分であるため、誤りのないよう二重チェックの実施等による検査体制の構築に努めること。
- (3) 起案理由にその調査、検討内容の結果を明細に記し、決裁権者の決裁を得ること。
- (4) 補助金等の年度区分については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条第 1 項第 4 号の規定により補助事業の完了した日の属する年度となっていることから、額の確定及びその通知は遅くとも 3 月 31 日までに完了しなければならないことに留意すること。

## 10 財産の処分の制限に関する事項

- (1) 処分制限の対象となる財産は、補助事業により取得した財産のみならず、補修費の補助等により効用の増加した財産も含まれることに留意すること。
- (2) 規則第 20 条中「市長が指定する財産」とは、処分させることが補助目的達成に支障があると認められるもので、交付決定の際に指定するものをいう。
- (3) 規則第 20 条中「市長が定める期間」とは、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に規定する耐用年数をいう。）を経過した日までをいう。

## 11 新潟市補助金等交付規則の施行について（平成 27 年 7 月 31 日新財第 183 号）は、廃止する。なお、令和 5 年 3 月 31 日までの取り扱いは従前の例による。